

# 医療事故相談を申し込まれた方へ

〒812-0054 福岡市東区馬出1丁目10番2号  
メディカルセンタービル九大病院前6階  
九州・山口医療問題研究会福岡県弁護士  
TEL092-641-2009/FAX092-641-5707

## 1 調査カードについて

同封の調査カードは、相談担当弁護士が、事案の概要を予め把握し、限られた相談時間をできるだけ有効に使うためのものですので、できるだけ正確なご記入をお願いいたします。調査カードをご返送いただいた上で、面談相談の日時を調整し、改めてご連絡いたします。

通常、相談期日までは2週間程度ですが、相談希望者が多い時期には、お申し込みから1ヶ月程度お待ちいただくこともありますので、予めご了承下さい。

## 2 医療事故相談の目的について

医療事故相談は、医療事故被害に対する損害賠償請求について相談を希望される方に、適切な助言を行うことを目的とするものであり、カルテの写し、診断書等、お手持ちの資料から判断できる範囲で、事案の見通しをご説明し、その後の方針について助言することになります。

しかし、医療事故被害の責任の有無は、殆どの場合、調査を経なければ分かりません。したがって、医療相談でのご説明は、責任の有無について結論を出すものではなく、ご相談者が、弁護士に医療事故調査を依頼するか否かを判断するのに必要な程度とご理解下さい。

## 3 資料の取扱について

相談カードに列挙しているカルテの写し、診断書等の資料は、医療事故被害の責任の有無及び医療事故調査の必要性を判断するために極めて重要です。相談の際には、お手持ちの資料は必ず持参して下さい。但し、相談お申し込みの段階で、このような重要な資料をお預かりすることはできませんので、調査カードとともに郵送するようなことはご遠慮下さい。

#### 4 相談時間・相談料等について

相談時間は1時間、弁護団の弁護士が1名または2名で担当いたします。

相談料は無料です。

同一事件については、弁護団の医療事故相談は1回限りを原則としています。

但し、初回相談で資料不足、時間不足などのため、その後の方針が決まらない場合には、ご相談者と担当弁護士とで協議した上、継続相談とする場合があります。継続相談の場合は、1時間につき10,000円（税別）の有料相談となりますので、ご了解下さい。

#### 5 九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団の責任について

医療事故相談は、九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団が、相談をご希望の方に担当弁護士を紹介するものです。具体的な医療事故相談、及び相談後の医療事故調査、損害賠償請求などは、紹介した担当弁護士と相談者との契約に基づいて行われるものであり、九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団が相談者に対して直接責任を負うものではありません。

#### 6 個人情報の取扱について

調査カード等によって取得した相談者の個人情報については、別紙「九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団個人情報取扱指針」に基づき適切に取り扱うこととしています。

調査カードをご返送いただいた場合には、「九州・山口医療問題研究会福岡県弁護団個人情報取扱指針」のご同意いただいたものとみなします。内容をよくお読みになった上、調査カードをご返送いただくようお願いいたします。

そのほか、ご不明な点があれば、遠慮なく事務局宛にお問い合わせ下さい。